

## 平成 17 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、金融庁の行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 17 年 7 月 1 日から 18 年 6 月 30 日までとする。

### 2 平成 17 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 14 年 4 月 1 日金融庁訓令第 5 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 15 年 7 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日。）を策定のうえ、各年、「金融庁政策評価実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、この実施計画に沿って実施しているところである。

平成 17 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価、総合評価方式による評価も併せて実施する。加えて、政策評価と予算の連携強化を図る方向に沿って見直しを進める。

### 3 実績評価方式による評価

#### (1) 評価対象とする政策・目標の策定に当たっての考え方

金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている 3 つの法定任務を基にして、基本目標、重点目標を導出して体系的な整理を行っている。金融庁が実施する政策については、重点目標と関連づけつつ、中長期を見据えた視点から整理し、更に、各年度において重点的に取り組むべき施策を提示している。その際、可能な限りアウトカム（国民にもたらす成果）の視点から目標を捉えることとしている。

#### (2) 平成 17 年度における重点施策等の策定方針

平成 17 年度の評価対象とする具体的な政策・目標は「実績評価における政策・目標一覧」（別紙 1）で示した「基本目標」、「重点目標」、「政策」及び「重点施策」のとおりとし、それぞれの重点施策の具体的な内容は別紙 2 において整理している。

なお、本実施計画に掲げた政策・目標は、本実施計画策定時に見込まれる

ものであり、その後の状況の変化により変更があり得る。

### (3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各政策について、平成 17 年度の取組み状況を踏まえつつ、それぞれの目標に照らして達成状況の評価を行う。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、端的な結論の記述に当たっては、別紙 3 の基本類型を参考とする。

平成 17 年度実績評価書は平成 18 年 8 月末を目途として作成・公表する。

### (4) 意見募集

評価対象とする政策、参考指標及び評価の方法に関しては、意見募集を行い、幅広く意見を頂戴することとする。

## 4 事業評価方式による評価

情報等の分野の事業について、平成 18 年度において予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定する主なものについては事前評価を、平成 15 年度において事前評価の対象とした事業については事後評価を、それぞれ事業評価方式にて評価を行う。

## 5 総合評価方式による評価

「金融システム改革（日本版ビッグバン）」についての総合評価を引き続き実施する。

このほか、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）に沿って、規制に関する評価手法について開発に取り組むこととする。

実績評価における政策・目標一覧(平成15～19年度)

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

法定任務	基本目標	重点目標	政策	17年度重点施策	参考指標
1 金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること	① リスク管理の高度化の推進	リスク管理に関するルールの整備  金融機関のガバナンス(経営管理)向上の推進	リスク管理に関するルールの整備状況(自己資本比率告示の改正、監督指針・解釈集の改正、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直し等)  貸出債権市場の活性化のための取組み状況  金融機関のガバナンス向上に向けた諸施策の実施状況
			② 地域密着型金融の機能強化の推進	「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」に基づく地域密着型金融の一層の推進	「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」に基づく地域密着型金融の推進状況
			③ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	【以下の点に留意した検査に係る基本方針を策定し、基本計画に従い検査を実施】 効果的・効率的な検査の実施に資するよう、検査の具体的なプロセスを明確化した「金融検査に関する基本指針」に基づく検査等を実施 金融機関自身の経営改善に向けての動機付け等を図る観点から策定した「金融検査評価制度」の試行を実施 利用者保護、プロセス・チェックの重視等、金融実態に応じた確かな検査の実施 検査態勢の充実に向けて組織的取組みを実施(財務局との連携充実、e-ラーニング導入に向けた検討等検査官教育の充実、システム高度化による情報管理態勢の充実等)	検査実施状況(金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニター実施状況等)  試行実施状況  検査実施状況及び検査指摘状況 態勢の充実状況等(研修の充実状況等)
			④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等	検査・監督当局による効果的なモニタリングの実施  業態ごとの監督指針の策定  金融のコングロマリット化への対応  早期是正措置等の的確な運用 銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等の検討 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 金融機関のシステムトラブルへの適切な対応	検査・監督連携会議の開催状況 業態ごとの監督方針の策定・公表状況  各業態の健全性指標の状況(主要行の不良債権比率等) 業態ごとの監督指針の策定状況  法的な枠組みのあり方に係る検討状況 金融コングロマリットのモニタリング状況 「コングロマリット室」の体制強化の検討状況  早期是正措置等の発動状況 早期警戒制度の見直し状況  柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの整備状況 システム障害等に対する対応状況 システム統合に際してのモニタリング状況
			⑤ 資本増強の経営の健全化及び金融機能強化法の適切な運用	経営健全化計画のフォローアップ  金融機能強化法の適切な運用	経営健全化計画の履行状況  公的資金の返済状況 金融機関等への資本参加の状況 経営強化計画の履行状況の公表・フォローアップ等の状況
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定が確保されていること	① システミックリスクの未然防止及びひびきオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	預金保険制度の周知及び情報提供の浸透  預金保険法第102条の適切な運用  名寄せデータの精度の維持・向上 関係機関との連携強化	預金保険制度についての国民の理解の状況(アンケート調査による預金保険制度認知度、ホームページ・アクセス件数) りそなグループの経営健全化計画の履行状況 足利銀行の経営に関する計画の履行状況 名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 関係機関との連携の状況
		(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献  WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加 経済連携協定(EPA)締結交渉への積極的取組み等、アジアにおける対話の促進 海外監督当局との連携強化等	バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への参画状況(国際的なルール策定作業、当庁の活動等) WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画状況 EPA交渉への参画状況 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 主要国の監督当局との2国間協議の実施状況
			② 新興市場国の金融当局への技術支援	新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施	研修事業等の実施状況(研修生に対するアンケート調査の結果)

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

法定任務	基本目標	重点目標	政策	17年度重点施策	参考指標
Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業の実施  証券取引法における投資家保護範囲の拡大 製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化 保険をめぐる諸問題への適切な対応  偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底	「投資サービス法（仮称）」の検討状況  証券取引法上の有価証券定義の拡充の状況 銀行制度等に係る企画・立案の状況 関連する政令・府令、監督指針の整備状況 少額短期保険業者に係る対応状況 銀行等による保険販売規制の見直しに係る措置状況 保険契約者等保護のための施策の検討状況  スタディグループの報告を踏まえた金融機関への要請状況及びその後のフォローアップの状況
		(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること	① 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	金融知識の普及  金融サービス利用者相談室の設置等  利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立  金融行政に関する広報の充実	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する世論調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」） 金融庁ホームページ（「おしえて金融庁」等）へのアクセスの状況（件数） 投資家教育プロジェクトとの連携状況（支援件数）  相談状況（件数） 相談事例のポイントの公表の状況 金融トラブル連絡調整協議会における検討状況 金融機関等への要請状況 金融機関の公表内容のとりまとめ結果  金融庁ホームページへのアクセスの状況（件数） 金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録状況（件数） 金融庁ホームページの改善の状況（コンテンツの充実と改修実績等）
		(3) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実  ② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化  ③ 公認会計士監査の充実・強化	証券取引法上のディスクロージャー制度の整備及びEDINETの整備  会計基準等の国際的な対応等  監査基準等の整備 公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング及び金融庁による公認会計士等に対する適切な監督  新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備等	金融審議会での検討状況 改正証取法に係る政令及び府令の状況  EDINETサイトへのアクセス件数 財務報告に係る内部統制に関する基準等の整備の状況 EUによる日本の会計基準の受け入れ状況  会計基準等の整備状況  監査基準等の整備状況 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績） 公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数） 公認会計士等に対する懲戒処分状況等（処分件数） 公認会計士・監査審査会等の開催状況（開催実績） 新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備状況 公認会計士試験システムの整備状況
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること	① 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応	個人情報保護等の利用者保護の確保  明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分  監督指針等のタイムリーな整備、見直し  貸金業者に対する的確な監督  金融先物取引業者に対する的確な監督	個人情報保護等の利用者保護に係る検査実施状況及び検査指摘状況 個人情報が出した金融機関に対する対応状況  ルールの一層の明確化の状況 行政処分事例集の公表状況 行政処分を受けた金融機関等の法令遵守態勢の整備状況 行政処分の実施状況（行政処分の件数） 監督指針等の整備・見直し状況  貸金業者の登録状況（新規登録件数） 貸金業者に係る苦情・相談受付状況（件数） 貸金業者に係る情報の利用状況 金融先物取引業者の登録状況（新規登録件数） 金融先物取引業者に係る苦情・相談受付状況（件数）
				(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保
	3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保	証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施  不正取引やディスクロージャー違反の徹底摘発について、厳正な課徴金調査及び有価証券報告書等の検査を実施  悪質な市場仲介者の徹底摘発や検査権限範囲の拡大を踏まえた検査の基本方針・計画を策定し、検査を実施  証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施	犯則事件の告発状況（犯則事件の告発件数）  検査等の実施状況（検査実施件数、勧告件数等）  検査実施状況（検査実施件数、勧告件数等）  取引審査の実施状況（取引審査実施件数）

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

法定任務	基本目標	重点目標	政策	17年度重点施策	参考指標
Ⅲ 円滑な金融等	1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること	(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること	① 個人投資家の参加拡大	「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業の実施  金融資産の有効活用に資する金融制度改革の一層の推進及び改正証券税制の広報  民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援	「投資サービス法（仮称）」の検討状況  証券市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移） 税制改正及び広報の状況 証券市場への個人投資家の参加状況（同上） 個人株主育成・拡大に向けたイベント等の開催状況 証券市場への個人投資家の参加状況（同上）
		(2) 金融インフラ等がIT化等に対応したもとなっていること	① ITの戦略的活用	電子債権制度導入に向けた検討 IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施	金融審議会（情報技術革新と金融制度に関するWG）での検討状況等 実務家・有識者との意見交換の状況
		(3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること	① 金融インフラ等の国際化への対応	わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等	共同研究会の開催状況
		(4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること	① 中小企業金融の円滑化	意見交換会等での要請 「中小企業金融モニタリング」等の活用  中小企業の経営の実態に即した的確な検査の実施	金融機関等への要請状況  「中小企業金融モニタリング」取りまとめ状況 金融サービス利用者相談室で受け付けた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の状況 中小企業に対する貸出態度の状況（中小企業に対する貸出態度判断D.I.） 検査実施状況（マニュアル別冊の運用状況に関する検査モニターの実施状況等）
		(5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること	① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応	郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応	担保・保証に過度に依存しない融資等の促進 郵政民営化の基本方針等を踏まえた対応状況
	2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	金融商品・サービスの販売チャネルの拡大  多様な保険商品を選択できる環境の整備  規制改革の着実な推進等	関連制度の検討・整備状況  証券仲介業の登録状況 信託業の免許・登録状況  保険業法施行規則、監督指針の改正状況  規制改革の推進状況（17年度末までに実施済の事項数） 金融商品・サービスや金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等の状況
			② 金融行政の透明性・予測可能性の向上	検査マニュアル・監督指針等の公表等  検査プロセスの透明性・予測可能性の向上の観点から、「金融検査に関する基本方針」に基づく検査等を実施 海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供  検査結果のフィードバック体制の充実 ノーアクションレター制度の活用促進  破綻事例等の検討 財務局も活用した政策広報の充実	ハブリックコメントの実施状況 公表状況 検査実施状況（金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニターの実施状況等） 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 行政処分についての英訳文の公表  意見交換会における留意事項のフィードバック状況、指摘事例集の公表状況 ノーアクションレター制度の改善に関する検討・実施状況 回答状況（回答実績） 破綻事例等の検討状況 金融行政アドバイザーの活動状況 財務局との連携状況 各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況
			② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	不正口座利用に関する金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みの徹底	金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況 意見交換等の状況
	3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(1) 金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと	① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化  ② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	研修会及び意見交換会等の実施  外国F I U及び国際機関との連携強化 アジア・太平洋地域N C C Tレビューグループ対象国の改善等及び解除国に対するモニタリング F A T F勧告の遵守 マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化	外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数） NCCT対象国リストに掲載されている2カ国の改善状況（解除を含む） NCCT対象国リストから最近解除された2カ国・1地域の改善状況 勧告対応状況 処理状況（年間届出件数及び提供件数）

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策	17年度重点施策	参考指標
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成・強化	① 人材の育成・強化のための諸施策等の実施	金融行政のフェーズの転換を踏まえた人材育成等の実施  通信研修の拡充	研修の実施状況《研修後のアンケート調査結果 「全体的に良かった」「効果がある」と回答する割合、概ね9割を目標》 人材強化の推進状況 通信研修の実施状況《受講者数を維持しつつ、修了状況の前事務年度よりの向上を目標》
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化  (2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進  ① 専門性の高い調査研究の実施	電子申請・届出の利用促進  業務・システムの最適化 情報システム調達の適正化  金融環境の変化に応じた調査研究の実施  庁内へのフィードバックの充実	電子申請・届出の利用状況（件数）  広報誌への掲載、関係団体等を通じた周知状況 業務・システム最適化計画の策定状況 情報システム調達へのCIO補佐官の関与状況 評価手順の適正化の状況 研究成果の公表状況（公表論文等の本数・分野）  庁内へのフィードバック状況（研究会、ワークショップ、勉強会の開催数）

## 平成17年度重点施策の実施内容等

## 法定任務Ⅰ 金融機能の安定

## 基本目標Ⅰ－1 金融機関が健全に経営されていること

重点目標Ⅰ－1－(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる  
経営力強化が促進されること

## 政策Ⅰ－1－(1)－① リスク管理の高度化の推進

【担当課名】 監督局総務課パーゼルⅡ推進室、監督局総務課、監督局保険課、監督局証券課

重点施策	実施内容	参考指標
リスク管理に関するルールの整備	平成19年3月末（先進的な手法については、平成20年3月末）からのパーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に向けたルール・態勢の整備を行うなど、リスク管理に関するルールの整備のための諸施策（繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討、証券会社の自己資本規制の算定方法の見直し、保険会社のソルベンシーマージン比率の見直し、新しい保険商品に係る財務関連ルールの見直し）を実施する。また、貸出債権市場の活性化のための取組みを行う。	・リスク管理に関するルールの整備状況（自己資本比率告示の改正、監督指針・解釈集の改正、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直し等） ・貸出債権市場の活性化のための取組み状況
金融機関のガバナンス（経営管理）向上の推進	金融機関の自主的・継続的な取組みによる経営力強化を促すための監督上の対応について検討を行い、そのための必要な諸施策を実施する。	・金融機関のガバナンス向上に向けた諸施策の実施状況

政策 I - 1 - (1) - ② 地域密着型金融の機能強化の推進

【担当課名】監督局銀行第2課、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課信用機構対応室、  
検査局総務課

重点施策	実施内容	参考指標
<p>「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」に基づく地域密着型金融の一層の推進</p>	<p>「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に基づき、中小・地域金融機関の地域密着型金融の一層の推進を図る。</p> <p>アクションプログラムにおける「具体的な取組み」については、「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域の利用者の利便性向上」の3つの柱に分けて整理し、金融機関の経営判断の下、地域の特性や各金融機関の特性・規模等を踏まえ、「選択と集中」により、その推進を図ることを要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業再生・中小企業金融の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業再生に向けた積極的取組み</li> <li>・担保・保証に過度に依存しない融資の推進等</li> <li>・人材の育成 等</li> </ul> </li> <li>2. 経営力の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理態勢の充実</li> <li>・収益管理態勢の整備と収益力の向上 等</li> </ul> </li> <li>3. 地域の利用者の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献等に関する情報開示</li> <li>・地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立 等</li> </ul> </li> </ol>	<p>・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」に基づく地域密着型金融の推進状況</p>



政策 I - 1 - (1) - ③ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

【担当課名】検査局総務課

【以下の点に留意した検査に係る基本方針を策定し、基本計画に従い検査を実施】

重点施策	実施内容	参考指標
効果的・効率的な検査等の実施に資するよう、検査の具体的なプロセスを明確化した「金融検査に関する基本指針」に基づく検査等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の点を重視した「金融検査に関する基本指針」を策定、その定着を図る。</li> <li>①検査の具体的な実施手続を明確化し、そのプロセスの予測可能性等を向上</li> <li>②各金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みを促進</li> <li>③内部監査の有効性に応じたメリハリのある検査を行うことなどにより検査を効率化</li> <li>④新たなリスクや経営実態に的確に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査実施状況（金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニター実施状況等）</li> </ul>
金融機関自身の経営改善に向けての動機付け等を図る観点から策定した「金融検査評定制度」の試行を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 検査事務年度以降、金融検査評定制度を、速やかに施行に移すことを目指し、検査官及び金融機関の双方に本制度の周知徹底を図ったうえで、平成 18 年 1 月より試行を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行実施状況</li> </ul>
利用者保護、プロセス・チェックの重視等、金融実態に応じた的確な検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護（個人情報保護、説明責任の履行状況等）の検証</li> <li>・プロセス・チェックに重点を置いたリスク管理態勢全般の検証を実施</li> <li>・金融コングロマリットの検査を実施</li> <li>・中小企業の経営実態に即した検査、等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査実施状況及び検査指摘状況</li> </ul>
検査態勢の充実に向け組織的取組みを実施（財務局との連携充実、eラーニング導入に向けた検討等検査官教育の充実、システム高度化による情報管理態勢の充実等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務局を含めた検査官の目線統一のための取組みとして、OJTを含めて検査官教育の充実等を図る。</li> <li>・eラーニング導入（ITを活用し、検査官の知識・スキルの習得度等に応じた教育システムの導入）に向けた検討を開始する。</li> <li>・検査業務のシステム高度化（システム最適化計画の策定）を行い、情報収集・分析態勢の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・態勢の充実状況等（研修の実施状況等）</li> </ul>

政策 I - 1 - (1) - ④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等

【担当課名】 監督局総務課、監督局総務課監督調査室、監督局総務課パーゼルⅡ推進室、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局企画課

重点施策	実施内容	参考指標
検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施	効率的なモニタリングを実施するため、業態・テーマごとに検査・監督連携会議を設置・開催し、また、金融の構造変化などの金融機関を取り巻く情勢に配慮し、業態ごとの監督方針について策定・公表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査・監督連携会議の開催状況</li> <li>・業態ごとの監督方針の策定・公表状況</li> <li>・各業態の健全性指標の状況（主要行の不良債権比率等）</li> </ul>
業態ごとの監督指針の策定	法令改正や制度・慣行の変更等を受けて、監督事務の運営上必要と認められる事項について、主要行等向けの総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針及び証券会社向けの総合的な監督指針を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業態ごとの監督指針の策定状況</li> </ul>
金融のコングロマリット化への対応	<p>金融機関の企業・グループ形態の複雑化に対応した法的な枠組みのあり方について、国際的な議論も踏まえつつ、リスクの遮断や健全性の確保も含め、幅広い観点からの検討を行い論点を抽出。</p> <p>17年6月に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、適切な監督を行うとともに、コングロマリット室の機能を拡充するため、態勢の強化について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的な枠組みのあり方に係る検討状況</li> <li>・金融コングロマリットのモニタリング状況</li> <li>・「コングロマリット室」の体制強化の検討状況</li> </ul>
早期是正措置等の的確な運用	金融機関の健全性の確保を通じて、ゆるぎない金融システム等の構築及び預金者等の保護等を図るため、的確な早期是正措置等の発動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期是正措置等の発動状況</li> </ul>
銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等の検討	最低所要自己資本の算定に含まれない銀行勘定の金利リスク、流動性リスク、信用集中リスク等について、適正なモニタリングを行うため、早期警戒制度の枠組みを見直すとともに一層の活用の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期警戒制度の見直し状況</li> </ul>
オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについて、金融機関のオフサイト・モニタリングを的確に実施するため、引き続き、利用者のニーズを踏まえて改良に努め、併せて、パーゼルⅡの導入等、新たな行政課題に対応できる柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの機能強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの整備状況</li> </ul>

	化を実施する。	
金融機関のシステムトラブルへの適切な対応	金融機関においてシステムトラブルが発生した場合には、障害原因、復旧状況等の迅速な報告、再発防止策の策定を求め、適切な監督上の対応を行う。 また、システム統合についても、モニタリング等の適切な監督上の対応を行う。	・システム障害等に対する対応状況 ・システム統合に際してのモニタリング状況

**政策 I - 1 - (1) - ⑤ 資本増強行の経営の健全化及び金融機能強化法の適切な運用**

【担当課名】 監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行1課、  
監督局銀行2課

重点施策	実施内容	参考指標
経営健全化計画のフォローアップ	早期健全化法第5条第4項に基づき、資本増強行に対し、半期毎に経営健全化計画の履行状況報告を求め、公表する。 また、必要に応じて監督上の措置を講じる。	・経営健全化計画の履行状況 ・公的資金の返済状況
金融機能強化法の適切な運用	株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行う。 また、計画の履行を確保するための報告を徴求する等、監督上の必要な措置を講じる。	・金融機関等への資本参加の状況 ・経営強化計画の履行状況の公表・フォローアップ等の状況

**基本目標 I - 2 金融システムの安定が確保されていること**

**重点目標 I - 2 - (1) 金融システムの安定が確保されていること**

**政策 I - 2 - (1) - ① システミックリスクの未然防止及びペイオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備**

【担当課名】 監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

重点施策	実施内容	参考指標
------	------	------

預金保険制度の周知及び情報提供の浸透	ペイオフ解禁後においても、預金者の誤認や認知不足による無用な混乱を来さないため、制度の周知を図るための広報活動を実施する。	・預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査による預金保険制度認知度、ホームページ・アクセス件数）
預金保険法第102条の適切な運用	金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、金融危機対応するための必要な措置を講ずるとともに適切なフォローアップ等を行う。	・リソナグループの経営健全化計画の履行状況 ・足利銀行の経営に関する計画の履行状況
名寄せデータの精度の維持・向上	名寄せに必要な預金者データの正確性について、その精度の維持・向上を図るため、引き続き、預金保険機構と連携し、検査等を通じて厳正に確認を行う。	・名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況
関係機関との連携強化	預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。	・関係機関との連携の状況

**重点目標 I - 2 - (2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等**

**政策 I - 2 - (2) - ① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献**

【担当課名】 総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、監督局総務課国際監督室

重点施策	実施内容	参考指標
バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献	バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける、国際的な金融監督基準の策定等に積極的に貢献する。	・バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等）
WTO における金融サービス自由化交渉への積極的参加	WTOにおける、金融サービス貿易のルールの策定、各国の金融システムの自由化推進等に積極的に貢献する。	・WTO における金融サービス自由化交渉への参画状況

<p>経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取り組み等、アジアにおける対話の促進</p>	<p>現在行っている対マレーシア、タイ、韓国 EPA 交渉及び近々開始される予定である ASEAN 及びインドネシアとの EPA 交渉において、金融サービスの自由化と協力の両面で交渉に参加し、積極的に取り組んでいく。</p>	<p>・EPA 交渉への参画状況</p>
<p>海外監督当局との連携強化等</p>	<p>国際監督室を窓口として、国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し連携を強化する。また、主要国の監督当局とは定例・随時の2国間協議を実施する。</p> <p>外資系金融機関に対する行政処分発動時には当該金融機関の本拠地の監督当局と、国内金融機関に対する行政処分発動時には当該金融機関が現地法人等を持つ国の監督当局と緊密に情報交換・調整を行い適切に対処する。</p>	<p>・海外監督当局との意見及び情報交換の状況 ・主要国の監督当局との2国間協議の実施状況</p>

**政策 I - 2 - (2) - ② 新興市場国の金融当局への技術支援**

【担当課名】総務企画局総務課国際室

重点施策	実施内容	参考指標
<p>新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施</p>	<p>アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施する。</p>	<p>・研修事業等の実施状況（研修生に対するアンケート調査の結果）</p>

## 法定任務Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

### 基本目標Ⅱ－１ 国民が金融サービスを適切に利用できること

#### 重点目標Ⅱ－１－(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること

##### 政策Ⅱ－１－(1)－① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

【担当課名】総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会

重点施策	実施内容	参考指標
「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業の実施	利用者保護の徹底と市場の活性化の観点から、金融サービスにおける横断的な利用者保護ルールである「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業を実施する。	・「投資サービス法（仮称）」の検討状況
証券取引法における投資家保護範囲の拡大	これまで投資家保護が図られていない投資サービス等に対応するため、証券取引法上の有価証券の範囲の拡大に向けた検討を実施する。	・証券取引法上の有価証券定義の拡充の状況
製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化	銀行代理店制度等について、弊害防止措置等の顧客保護措置の整備を含む制度の見直しを実施する。	・銀行制度等に係る企画・立案の状況
保険をめぐる諸問題への適切な対応	<p>契約者保護の一層の充実を図るため、根拠法のない共済に保険業法を適用するとともに、保険のセーフティネットについて補償内容や財源制度の見直しを行うこと等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」（17年4月成立）を施行するために、関係政令・府令等の整備を行い、制度の円滑な施行に向けて取り組む。</p> <p>銀行等による保険販売規制の見直しについて、金融審議会（第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループ）での検討結果等を踏まえ、企画・立案等を行ったうえで、必要な措置を実施する。</p> <p>保険契約者等の保護の観点から、保険契約における適合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する政令・府令、監督指針の整備状況</li> <li>・少額短期保険業者に係る対応状況</li> <li>・銀行等による保険販売規制の見直しに係る措置状況</li> <li>・保険契約者等保護のための施策の検討状況</li> </ul>

	原則に関するルールの充実を図る。 保険広告表示に関して、保険契約者に誤解を与えかねないよう保険広告表示に関するルールの充実を図る。	
偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底	「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の報告を踏まえ、犯罪防止策、犯罪発生後の対応策を金融機関に対し要請するとともに、その要請に基づき、各金融機関の対応状況をフォローアップし、必要に応じて監督上の措置を行う。	・スタディグループの報告を踏まえた金融機関への要請状況及びその後のフォローアップの状況

**重点目標Ⅱ－１－(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること**

**政策Ⅱ－１－(2)－① 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実**

【担当課名】総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課

重点施策	実施内容	参考指標
金融知識の普及	金融取引等に関する知識や理解の向上のほか、金融商品の・販売・勧誘や融資に係るトラブルの防止を図る観点から、預金保険、保険、証券投資、貸金業、金融商品販売等に関する制度や仕組みについて、金融庁ホームページに掲載するなどにより情報提供を行う。 利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、財務局・財務事務所の活用を通じ、投資家教育プロジェクトとの連携（金融庁主催のシンポジウム）、教師との懇談会、教師向け研修会、副教材・パンフレットの改訂、中学・高校への配布等を行う。	・各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する世論調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」） ・金融庁ホームページ（「おしえて金融庁」等）へのアクセス状況（件数） ・投資家教育プロジェクトとの連携の状況（支援件数）
金融サービス利用者相談室の設置等	金融サービス利用者の利便性向上の観点から、利用者からの相談等に一元的に対応する金融サービス利用者相談室を設置する。 金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」（平成14年4月策定）に基づき、各団体における苦情・紛争解決支援規則の整備や運用改善のフォローアップ等を実施する。	・相談状況（件数） ・相談事例のポイントの公表の状況 ・金融トラブル連絡調整協議会における検討状況
利用者の満足度	利用者満足度を把握し、これを経営改善に結びつける方策	・金融機関等への要請状

<p>を重視した金融機関経営の確立</p>	<p>について、業界団体等を交えた検討を行い、利用者満足度調査等の実施と、調査結果を受けて経営改善を行った項目等の公表を金融機関に要請することにより、金融機関に一層の利用者満足度を重視した経営を促す。</p> <p>また、金融機関の公表内容を金融庁で取りまとめ、その結果を公表する。</p>	<p>況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の公表内容のとりまとめ結果</li> </ul>
<p>金融行政に関する広報の充実</p>	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ホームページについて、利用者利便の最大化という基本理念に立った改善策を講じると共にPRを積極的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁ホームページへのアクセスの状況(件数)</li> <li>・金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録状況(件数)</li> <li>・金融庁ホームページの改善の状況(コンテンツの充実と改修実績等)</li> </ul>

重点目標Ⅱ－１－(3) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること

政策Ⅱ－１－(3)－① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実

【担当課名】総務企画局企業開示課

重点施策	実施内容	参考指標
<p>証券取引法上のディスクロージャー制度の整備及びEDINETの整備</p>	<p>証券取引法上のディスクロージャー制度について、投資サービス法の検討にあわせて、開示規制、公開買付制度等のあり方について検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>また、今般の証取法改正を受け、親会社情報開示、英文開示制度、課徴金制度について、それぞれ所要の政府令の整備を行う。</p> <p>更に、電子開示システム(EDINET)については、基盤整備等を行うこととし、また、最適化計画を策定し、XBRL(財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語)導入を目指すなど、システム高度化に向けた取組みを進める。</p> <p>また、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準を取りまとめる等財務報告に係る内部統制の整備促進に向けた検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融審議会での検討状況</li> <li>・改正証取法に係る政令及び府令の状況</li> <li>・EDINETサイトへのアクセス件数</li> <li>・財務報告に係る内部統制に関する基準等の整備の状況</li> </ul>



政策Ⅱ－１－(3)－② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化

【担当課名】総務企画局企業開示課、総務企画局企業開示課国際室

重点施策	実施内容	参考指標
会計基準等の国際的な対応等	<p>会計基準等をめぐる国際的な議論に積極的に参画する。特に、EUにおける日本の会計基準の同等性評価の問題については、民間関係者と連携・協力して、EU関係者に対して引き続き働きかけを行う。また、企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）との間で開始された共同プロジェクトについても支援していく。</p> <p>また、金融経済取引等を踏まえた企業会計基準委員会（ASBJ）における会計基準等の整備を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUによる日本の会計基準の受け入れ状況</li> <li>・会計基準等の整備状況</li> </ul>

政策Ⅱ－１－(3)－③ 公認会計士監査の充実・強化

【担当課名】公認会計士・監査審査会、総務企画局企業開示課

重点施策	実施内容	参考指標
監査基準等の整備	<p>企業会計審議会において、監査法人の品質管理の向上及び監査基準等を巡る国際的な動向等への対応を図るため監査基準の改訂等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査基準等の整備状況</li> </ul>
公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング及び金融庁による公認会計士等に対する適切な監督	<p>公認会計士法の規定に基づき、自主規制機関である日本公認会計士協会が実施する監査の品質管理レビューに対して、公平性・中立性・有効性の一層の向上を図る観点から、モニタリングを行い、必要に応じ監督官庁である金融庁に処分等の勧告を行う。なお、モニタリングの実施に当たっては、監査法人における審査体制や業務管理体制に係る適切性、監査・非監査業務の同時提供禁止等に主眼を置いて行う。</p> <p>また、金融庁においては、公認会計士・監査審査会の勧告等に的確に対応して、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）</li> <li>・公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数）</li> <li>・公認会計士等に対する懲戒処分状況等（処分件数）</li> </ul>
新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備等	<p>公認会計士法施行令1条の3に規定する「公認会計士・監査審査会が認定した者」の認定の基準等、新公認会計士試験実施に必要な事項について、平成17年9月頃を目途に策定し、公表する。</p> <p>試験体系の簡素化や試験科目免除の拡大により、今後増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士・監査審査会等の開催状況（開催実績）</li> <li>・新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備状況</li> <li>・公認会計士試験システ</li> </ul>

	<p>が予想される受験者や複雑化する試験事務に対応するとともに、多角的なデータ分析を可能とするため、平成17年度末迄に、新制度に対応して公認会計士試験システムの一部を稼働させるべく、公認会計士試験システムのシステム構築を行う。</p>	<p>ムの整備状況</p>
--	---	---------------

**基本目標Ⅱ－２ 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること**

**重点目標Ⅱ－２－(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること**

**政策Ⅱ－２－(1)－① 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応**

【担当課名】 監督局総務課、監督局協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課、検査局総務課

重点施策	実施内容	参考指標
<p>個人情報保護等の利用者保護の確保</p>	<p>利用者保護の確保、利用者利便の向上を促す観点から検査における重点検証項目（個人情報保護の適正な管理状況及び個人情報等に係るシステムリスク・事務リスク管理態勢の検証、説明責任の履行状況の検証等）などを盛り込んだ基本指針を作成し、それに基づき検査を実施する。</p> <p>個人情報管理に係る金融機関の態勢整備を促進するとともに、問題があると認められる場合には、必要に応じ厳正な監督上の対応を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護等の利用者保護に係る検査実施状況及び検査指摘状況</li> <li>・個人情報が流出した金融機関に対する対応状況</li> </ul>
<p>明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分</p>	<p>立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令の行政処分を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールの一層の明確化の状況</li> <li>・行政処分事例集の公表状況</li> <li>・行政処分を受けた金融機関等の法令遵守態勢の整備状況</li> <li>・行政処分の実施状況（行政処分の件数）</li> </ul>
<p>監督指針等のタイムリーな整備、見直し</p>	<p>法令改正や制度・慣行の変更等を受けて、監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時に監督指針等の整備、見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督指針等の整備・見直し状況</li> </ul>

<p>貸金業者に対する的確な監督</p>	<p>登録要件が厳格化された貸金業規制法等の一部を改正する法律（いわゆるヤミ金融対策法）等に基づき、登録審査を的確に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団関係者や財産的基礎を有しない者の登録拒否事由の審査</li> <li>・ 登録（更新）申請の際、必要に応じ、登録（更新）申請者や重要な使用人を招聘してのヒアリングや営業所の現地確認等</li> </ul> <p>ヤミ金融業者の排除、貸金業者に対する適切な指導・監督等を実施するため、ヤミ金融等被害対策会議等（財務局・都道府県・捜査当局）を通じ、連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヤミ金融業者の実態等に関する情報交換や意見交換</li> <li>・ 貸金業者の実態等に関する情報交換や意見交換</li> <li>・ 提供されたヤミ金融業者や悪質な貸金業者に関する情報の適切な処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸金業者の登録状況（新規登録件数）</li> <li>・ 貸金業者に係る苦情・相談受付状況（件数）</li> <li>・ 貸金業者に係る情報の利用状況</li> </ul>
<p>金融先物取引業者に対する的確な監督</p>	<p>改正金融先物取引業法に基づき、金融先物取引業の範囲が拡大し外国為替証拠金取引等を取り扱う業者についても「金融先物取引業者」としての登録が必要になったことを踏まえ、登録審査に際しては、書面審査のみならず登録申請者に対するヒアリングの実施等により実態の把握に努め、的確な登録審査を実施する。</p> <p>財務局・金融先物取引業協会を通じて、金融先物取引業者の実態等に関する情報交換や意見交換を行う。</p> <p>また、提供された悪質な金融先物取引業者に関する情報の適切な処理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融先物取引業者の登録状況（新規登録件数）</li> <li>・ 金融先物取引業者に係る苦情・相談受付状況（件数）</li> </ul>

**基本目標Ⅱ－３ 市場が公正であること**

**重点目標Ⅱ－３－(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること**

**政策Ⅱ－３－(1)－① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保**

【担当課名】証券取引等監視委員会

重点施策	実施内容	参考指標
------	------	------

証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施	証券犯罪の徹底摘発に向けた調査体制の充実・強化を図る。 また、証券犯罪の徹底摘発に向けた犯則事件の厳正な調査を実施する。	・犯則事件の告発状況 (犯則事件の告発件数)
不公正取引やディスクロージャー違反の徹底摘発について、厳正な課徴金調査及び有価証券報告書等の検査を実施	インサイダー取引等の不公正行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するため、また、ディスクロージャー制度の信頼性確保のため、課徴金調査及び有価証券報告書等検査体制の充実・強化を図る。 また、不公正行為やディスクロージャー違反の徹底摘発に向けた厳正な課徴金調査・有価証券報告書等の検査を実施する。	・検査等の実施状況(検査実施件数、勧告件数等)
悪質な市場仲介者の徹底摘発や検査権限範囲の拡大を踏まえた検査の基本方針・計画を策定し、検査を実施	検査権限範囲の拡大に伴う新たな検査対象先等に対する検査について、円滑に運用していくための体制の充実・強化を図る。 また、検査権限範囲の拡大を踏まえた検査基本方針・計画を策定し、市場仲介者の法令違反行為の徹底摘発に向けた検査を実施する。	・検査実施状況(検査実施件数、勧告件数等)
証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施	日常的な市場監視体制の充実・強化を図る。 また、取引内容の仕組みが複雑化、多様化し、インターネット取引の急速な拡大など証券市場を取り巻く環境が日々刻々と変化する中、証券市場における公正な価格形成等を確保するために、不審な取引に対する迅速な審査を実施する。	・取引審査の実施状況 (取引審査実施件数)

## 法定任務Ⅲ 円滑な金融等

### 基本目標Ⅲ－１ 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること

#### 重点目標Ⅲ－１－(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること

##### 政策Ⅲ－１－(1)－① 個人投資家の参加拡大

【担当課名】総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会

重点施策	実施内容	参考指標
「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業の実施	利用者保護の徹底と市場の活性化の観点から、金融サービスにおける横断的な利用者保護ルールである「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「投資サービス法（仮称）」の検討状況</li> <li>・証券市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移）</li> </ul>
金融資産の有効活用に資する金融税制改革の一層の推進及び改正証券税制の広報	株式や株式投信の税制について広報を通じ周知を図るとともに、「貯蓄から投資へ」の流れに即し、より簡素で分かりやすい証券税制の実現のため、税当局に対して要望を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制改正及び広報の状況</li> <li>・証券市場への個人投資家の参加状況（同上）</li> </ul>
民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援	日本証券業協会、投資信託協会等による、個人株主育成・拡大に向けた取組みに対するPR等の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人株主育成・拡大に向けたイベント等の開催状況</li> <li>・証券市場への個人投資家の参加状況（同上）</li> </ul>

##### 政策Ⅲ－１－(1)－② 証券市場等の機能拡充

【担当課名】総務企画局市場課、総務企画局企業開示課

重点施策	実施内容	参考指標
証券市場の機能	金融審議会第一部会における投資サービス法制及びそれに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の検討・実施状況（金融審における検討</li> </ul>

拡充	<p>関連するディスクロージャー法制の検討の中で、私募市場の活性化を図るべく、適格機関投資家のあり方やその範囲等についての検討を行う。</p> <p>また、中小企業向けの証券市場の機能強化については、①日本証券業協会において、グリーンシート及び証券仲介制度の周知徹底に努めるほか、グリーンシート制度の更なる改善について検討する、② 地方証券取引所等による市場活性化策の推進及び企業の市場を通じた資金調達環境の整備について、金融審議会等において検討する、といった取組みを行う。</p>	状況、グリーンシート銘柄数、売買高、売買代金等)
資産の流動化の促進	信託法の見直し及び金融審議会における「投資サービス法（仮称）の検討を踏まえ、資産の流動化の促進に向けた取組みを行う。	・特定目的会社を用いた流動化の状況（資産対応証券の発行額）
振替制度に係る制度整備及びその着実な実施	<p>平成16年6月に成立した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」のうち、株式の振替制度を規定した部分について施行するために関係政令・命令の整備を行う（株券の不発行制度を規定した部分については平成16年10月に施行済）。</p> <p>また、一般債振替制度及び投資信託振替制度等の円滑な稼働に向けて、業務規程の変更認可申請や各種法令解釈の問い合わせ等に対応していく。</p>	<p>・各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況（関係政令・府令の整備、業務規程認可等）</p> <p>・各振替制度の稼働状況</p>

### 重点目標Ⅲ－１－(2) 金融インフラ等がIT化等に対応したものとなっていること

#### 政策Ⅲ－１－(2)－① ITの戦略的活用

【担当課名】総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課

重点施策	実施内容	参考指標
電子債権制度導入に向けた検討	金融審議会（情報技術革新と金融制度に関するWG）において、電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討の一環として、e-Japan・IT戦略本部の決定に基づき、電子債権制度の導入に向け、金融制度面からみた検討を行う。	・金融審議会（情報技術革新と金融制度に関するWG）での検討状況等
IT活用の実態把握とシステム構築に関する金	金融機関におけるIT活用状況について把握すべくアンケート調査等を実施し、アンケート結果の分析や海外の実態把握も行いつつ、IT投資の効率化とITの戦略的活用策につ	・実務家・有識者との意見交換の状況

融機関間の情報交換の実施	いて実務家・有識者との意見交換等を実施する。	
--------------	------------------------	--

### 重点目標Ⅲ－１－(3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること

#### 政策Ⅲ－１－(3)－① 金融インフラ等の国際化への対応

【担当課名】総務企画局総務課国際室

重点施策	実施内容	参考指標
わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等	日本銀行、財務省等の関係者との共同研究を行い、必要に応じて有識者からのヒアリングを行って、わが国及び世界の金融市場の状況と課題を把握し、論点を整理していく。また、論点整理の結果を踏まえて、必要な対応を検討していく。	・共同研究会の開催状況

### 重点目標Ⅲ－１－(4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること

#### 政策Ⅲ－１－(4)－① 中小企業金融の円滑化

【担当課名】監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、総務企画局政策課、検査局総務課

重点施策	実施内容	参考指標
意見交換会等での要請	中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることなどについて、金融機関等との意見交換会等の場において要請する。	・金融機関等への要請状況
「中小企業金融モニタリング」等の活用	地域における中小企業金融の実情等の把握に努めるため、財務局の行う中小企業金融モニタリングの更なる活用を図ることとし、その一環として当該モニタリングを通じて得られた情報を四半期毎に取りまとめ公表する。また、得られた情報の十分な活用に努める。	・「中小企業金融モニタリング」取りまとめ状況 ・金融サービス利用者相談室で受け付けた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の状況 ・中小企業に対する貸出態度の状況（（中小企業に対する）貸出態度判断

		D. I.)
中小企業の経営の実態に即した的確な検査の実施	中小企業再生や地域の再生・活性化への貢献に係る対応として、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知徹底を図るとともに同別冊に基づく中小企業の経営実態等に即した的確な検査の実施に努める。	・検査実施状況（マニュアル別冊の運用状況に関する検査モニターの実施状況等）
担保・保証に過度に依存しない融資等の促進	地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」に基づく中小・地域金融機関の機能強化や中小企業の経営実態に即した的確な検査により、担保・保証に過度に依存しない融資など、円滑な金融仲介機能の発揮を促し、中小企業の再生と地域経済の活性化を推進する。	・担保・保証に過度に依存しない融資の取組み状況

重点目標Ⅲ－１－(5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したものであること

政策Ⅲ－１－(5)－① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応

【担当課名】 総務企画局企画課

重点施策	実施内容	参考指標
郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応	郵政民営化の基本方針等を踏まえ、適切に対応する。	・郵政民営化の基本方針等を踏まえた対応状況

基本目標Ⅲ－２ 金融機関の企業活動が活発に行われていること

重点目標Ⅲ－２－(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること

政策Ⅲ－２－(1)－① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計

【担当課名】 総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局保険課、総務企画局政策課

重点施策	実施内容	参考指標
金融商品・サービス	銀行代理店制度について、顧客の利便性向上の観点から制	・関連制度の検討・整備



<p>スの販売チャネルの拡大</p>	<p>度の見直しを実施する。</p> <p>銀行等による保険販売規制の見直しについて、金融審議会（第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループ）での検討結果等を踏まえ、企画・立案等を行ったうえで、必要な措置を実施する。</p> <p>新しいビジネスモデルやそれに対応したリスク管理のあり方等を踏まえ、参入形態の多様化に対応した参入基準について検討する。</p>	<p>状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券仲介業の登録状況</li> <li>・信託業の免許・登録状況</li> </ul>
<p>多様な保険商品を選択できる環境の整備</p>	<p>多様な保険商品を選択できる環境の整備のための諸施策（保険商品の多様化と価格の弾力化の推進、公正な競争を促す比較広告に関するルールの明確化）を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険業法施行規則、監督指針の改正状況</li> </ul>
<p>規制改革の着実な推進等</p>	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（17年3月閣議決定）に掲げられた金融庁関連の事項（98項目）について、着実に実施するとともに、その実施状況について「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）等のフォローアップ」においてとりまとめ公表する。</p> <p>「規制の総点検のための目安箱」を設置し、国民から幅広く御意見を受け付ける。</p> <p>ノンバンクに対する将来的な規制のあり方について、「貸金業制度等に関する懇談会」で検討する。</p> <p>信託機能の利用を更に促進する観点から、現在法務省において検討が行われている信託法改正にあわせ、必要に応じて信託業法等を改正する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革の進捗状況（17年度末までに実施済の事項数）</li> <li>・金融商品・サービスや金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等の状況</li> </ul>

**政策Ⅲ－２－(1)－② 金融行政の透明性・予測可能性の向上**

【担当課名】 検査局総務課、検査局審査課、監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局政策課広報室

重点施策	実施内容	参考指標
<p>検査マニュアル・監督指針等の公表等</p>	<p>検査マニュアル、監督指針等の見直しを行う際には、必要に応じ、パブリックコメントを実施することとする。また、これらの変更を行った場合には、速やかにその趣旨、内容（変更箇所について新旧対照表の形で）を公表する。</p> <p>公表に当たっては金融庁ホームページに掲載するほか、様々な機会・媒体を活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施状況</li> <li>・公表状況</li> </ul>
<p>検査プロセスの透明性・予測可能</p>	<p>検査の具体的な実施手続等を明確化し、そのプロセスの予測可能性を高める観点等から策定した「金融検査に関する基</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査実施状況（金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニタ</li> </ul>

性向上の観点から、「金融検査に関する基本方針」に基づく検査等を実施	本指針」に基づき検査を実施するとともに、検査官及び被検査金融機関の双方に対し本基本指針の定着を図る。	一実施状況等)
海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供	行政処分を発動する際、内外で誤解が生じないように、国際監督室が中心となって海外監督当局と情報交換を行うとともに、国内外の報道機関に対しても適切な情報提供を行う。	・海外監督当局との意見及び情報交換の状況 ・行政処分についての英文の公表
検査結果のフィードバック体制の充実	指摘事例集を作成・公表する。 業界団体との意見交換会の場を活用して、留意事項を金融機関にフィードバックする。	・意見交換会における留意事項のフィードバック状況、指摘事例集の公表状況
ノーアクションレター制度の活用促進	民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、ノーアクションレター制度の活用促進に向けた具体的な対応を検討し、実施するとともに、引き続き個別の照会に対する迅速・的確な対応に努める。	・ノーアクションレター制度の改善に関する検討・実施状況 ・回答状況（回答実績）
破綻事例等の検討	第三者的立場から過去の金融機関破綻事例をテーマとした研究の委嘱等を行い、その結果を金融行政へフィードバック。	・破綻事例等の検討状況

### 基本目標Ⅲ－３ 金融機関等が犯罪に利用されないこと

#### 重点目標Ⅲ－３－(1) 金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと

##### 政策Ⅲ－３－(1)－① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化

【担当課名】総務企画局総務課特定金融情報室

重点施策	実施内容	参考指標
研修会及び意見交換会等の実施	金融機関等からより質の高い情報が届け出られるように、金融機関等に対し、研修会及び意見交換会等を実施するなどし、より深い協力と理解が得られるようにする。また、法執行当局による当庁提供情報の活用促進を図るため、法執行当局との意見交換を実施し、連携を強化する。	・各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況

外国F I U及び国際機関との連携強化	国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化を図るため、外国F I Uとの情報交換取極の締結交渉を継続し進めるとともに、F A T F、A P G等の国際会議等への積極的な参加を通じ、外国F I U及び国際機関との連携を強化する。	・外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数）
アジア・太平洋地域N C C Tレビューグループ対象国の改善等及び解除国に対するモニタリング	F A T F（金融活動作業部会）のアジア・太平洋地域N C C T（マネー・ローンダリング非協力国・地域）レビューグループにおいて、現在、対象国は2カ国であり、当該国に対し、マネー・ローンダリング対策等の是正への支援等を行う。 また、本年2月に対象国リストから解除された2カ国・1地域に対し、継続的にモニタリングを行う。	・N C C T対象国リストに掲載されている2カ国の改善状況（解除を含む） ・N C C T対象国リストから最近解除された2カ国・1地域の改善状況
F A T F 勧告の遵守	F A T Fが定めるマネー・ローンダリング、テロ資金対策の基本的な枠組みである勧告の改定を受け、関係業界・省庁等と協力し、可能な限り勧告を遵守する。	・勧告対応状況
マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化	疑わしい取引の届出件数の増加やその態様の変化等に対応するため、特定金融情報データベースシステムの機能を段階的に強化しているが、17年度においては、海外送金事案等に関連する機能の強化を行い、処理能力の向上を図る。	・処理状況（年間届出件数及び提供件数）

**政策Ⅲ－3－(1)－② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応**

【担当課名】 監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課

重点施策	実施内容	参考指標
不正口座利用に関する金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みの慫慂	預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう慫慂する。	・金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況 ・意見交換等の状況

## 業務支援基盤整備に係る政策

### 分野 1 人的資源

#### 課題 1 - (1) 専門性の高い人材の育成・強化

##### 政策 1 - (1) - ① 人材の育成・強化のための諸施策等の実施

【担当課名】総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

重点施策	実施内容	参考指標
金融行政のフェーズの転換を踏まえた人材育成等の実施	平成17事務年度においては、庁内各局からの意見聴取の結果等を踏まえ、課徴金調査・有価証券報告書等検査実務研修を新設するなど、専門研修を中心に41コースの研修計画を策定し職員養成のための研修等を実施する。 併せて、中途採用や官民交流等人材強化を推進する。	・研修の実施状況《研修後のアンケート調査結果「全体的に良かった」「効果がある」と回答する割合、概ね9割を目標》 ・人材強化の推進状況
通信研修の拡充	平成16事務年度までに導入された既存の3コースと、金融庁の業務に関連する資格等に相当する知識を付与するための1コースを加えた計4コースを実施する。	・通信研修の実施状況《受講者数を維持しつつ、修了状況の前事務年度よりの向上を目標》

### 分野 2 情報

#### 課題 2 - (1) 行政事務の効率化のための情報化

##### 政策 2 - (1) - ① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

【担当課名】総務企画局総務課情報化・業務企画室

重点施策	実施内容	参考指標
電子申請・届出の利用推進	広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、利用者の利便性向上にむけてオンライン利用の普及に取り組む。	・電子申請・届出の利用状況（件数）

<p>業務・システムの最適化</p>	<p>情報化統括責任者（CIO）補佐官や専門的な能力を有する外務のコンサルティング業者の支援を受けつつ、金融機関との円滑な事務処理の観点を踏まえ、中長期的視野に立って時代の変化を見据えた見直しを行い、以下の主要なシステム関連業務について、引き続き「業務・システム最適化計画」の策定に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融検査及び監督業務（金融検査監督データシステム、オフサイト・モニタリング・システム）</li> <li>・証券取引等監視等に関する業務（証券総合システム）</li> <li>・疑わしい取引の届出に関する業務（特定金融情報データベースシステム）</li> <li>・有価証券報告書等に関する業務（EDINET）</li> <li>・金融庁ネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌への掲載、関係団体等を通じた周知状況</li> </ul>
<p>情報システム調達の適正化</p>	<p>情報システム調達への体制強化のため、情報化統括責任者（CIO）補佐官が開発から運用・保守及び実績評価に関与する。</p> <p>費用対効果分析等に基づく調達優先順位の検討と仕様・見積り等の専門的検証とを通じた情報システム調達の適正化を平成18年度予算要求から導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務・システム最適化計画の策定状況</li> <li>・情報システム調達へのCIO補佐官の関与状況</li> <li>・評価手順の適正化の状況</li> </ul>

## 課題2-(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析

### 政策2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施

【担当課名】総務企画局企画課研究開発室

重点施策	実施内容	参考指標
<p>金融環境の変化に応じた調査研究の実施</p>	<p>金融に関する様々なテーマを取りあげて調査研究を行い、その成果を論文の形でインターネット、印刷物等の手段により公表するとともに、研究成果の英訳及びその公表も積極的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果の公表状況（公表論文等の本数・分野）</li> </ul>
<p>庁内へのフィードバックの充実</p>	<p>研究会等を開催し、庁内の関係職員の業務に資するよう、フィードバックを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内へのフィードバック状況（研究会、ワークショップ、勉強会の開催数）</li> </ul>

## 【端的な結論の基本類型】

17 事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。	
	政策は達成されなかった。	
18 事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
		政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	現時点で成果の発現が予定されないもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。